## 誓約書

## 豊橋市長 様

年 月 日から 年 月 日までの間、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第9条の3第1号に規定する特定不利益処分を受けていないことを誓約します。

年 月 日

住所

氏名

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

## 【特定不利益処分】

- (1) 廃棄物処理業に係る事業停止命令(法第7条の3及び第14条の3(法第14条の6において準用する場合を含む。))
- (2) 廃棄物処理施設に係る改善・使用停止命令(法第9条の2及び第15条の2の7)
- (3) 廃棄物処理施設の設置の許可の取消し(法第9条の2の2第1項若しくは第2項及び第15条の3)
- (4) 再生利用認定の取消し(法第9条の8第9項(法第15条の4の2第3項において準用する場合を含む。))
- (5) 広域認定の取消し(法第9条の9第10項(法第15条の4の3第3項において準用する場合を含む。))
- (6) 無害化認定の取消し(法第9条の10第7項(法第15条の4の4第3項において準用する場合を含む。))
- (7) 二以上の事業者による処理に係る認定の取消し(法第12条の7第10項)
- (8) 廃棄物の不適正処理に係る改善命令(法第19条の3)
- (9) 廃棄物の不適正処理に係る措置命令(法第 19 条の 4 第 1 項(法第 19 条の 10 第 1 項に おいて準用する場合を含む。)、第 19 条の 4 の 2 第 1 項、第 19 条の 5 第 1 項(法第 19 条 の 10 第 2 項において準用する場合を含む。)及び第 19 条の 6 第 1 項)